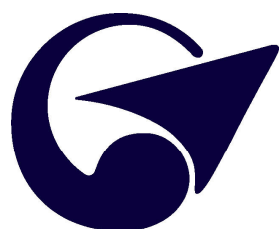


平成28年度

町政執行方針



厚岸町

1 町政に臨む基本姿勢

平成28年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

私が厚岸町長として、初めてこの議場において、平成14年度の町政執行方針を述べさせていただいてから、本年で15回目となります。

この間における町政の執行の道のりは、決して平坦なものではありませんでしたが、一步一步、着実に成果を上げてこられましたのも、町民の皆さん並びに町議会議員の皆さんの温かいご支援とご理解の賜と、改めて深く感謝申し上げる次第であります。

今、厚岸町は大きな変化のうねりの中にいます。

本年からのロシア200海里水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止、並びに、先般、我が国を含む加盟国が調印した環太平洋経済連携協定、いわゆるTPPなど、本町に大きな影響が及ぶことが想定される課題が目の前に立ちはだかっております。

しかし、我々は、これら目の前の壁に果敢に立ち向かうための知恵と勇気と力を有しております。第一次産業の元気なくして厚岸町の発展はあり得ません。これまで漁業と農業を基幹産業として発展してきた本町にとって、これらの産業を持続的に発展させることが、この豊かな地域、活力ある産業、そして町民の幸せな将来を守り続けることになると確信しております。そのためには、地域が一体となって今できる精一杯のことに全力で取り組み、厚岸町の未来を切り開いていかなければなりません。

現在、全国的に「地方創生」の取組が進められております。本町に

においても、人口減少を抑制し、確かな未来を築き上げていくため、人口の将来展望を示す「厚岸町人口ビジョン」と具体的な施策・取組を示す「厚岸町未来創生総合戦略」を今月中に策定し、平成28年度から本格的に取り組んでまいります。この総合戦略では、まちの元気の源である第一次産業の振興や、将来を担う子どもたちへの支援を、より重点的に取り組む必要があると考えており、これらを含む総合的な施策展開によって、未来への確かな道筋を示すことができると確信し、全力を尽くしてまいります。

なお、国の平成27年度補正予算に対応した事業については、本定例会に追加で補正予算を提案させていただき準備を進めておりますが、実質的な着手が本年4月以降となることから、この執行方針には、これらの繰越事業も含めておりますことをあらかじめご承知願うものであります。

2 主要な施策の推進

それでは、平成28年度において、私が取り組む主要な施策の推進について、第5期厚岸町総合計画の5本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

(1) 自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり

まちづくりの柱の一点目は、「自然との調和を大切にした快適で安全なまちづくり」であります。

ラムサール条約登録湿地としてその価値が認められている厚岸湖・別寒辺牛湿原などの厚岸町が誇る豊かな自然を良好な環境のまま保全し、子孫に継承していくことは、私たちに課せられた大きな使命であります。「厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画」で定めた目指す環境の姿を実現するため、引き続き、河畔林造成や厚岸町クリーン作戦などの環境保全活動に取り組んでまいります。

また、一部の河川において、特定外来生物であるウチダザリガニの生息が確認されており、生態系や漁業資源などへの影響が危惧されることから、関係機関と連携して生息域調査を行い、計画的かつ効率的な駆除を行ってまいります。

農林業被害や交通事故、生態系への影響など、深刻化しているエゾシカ被害の対策については、引き続き、関係機関と連携し、個体数の適正管理のための計画的な駆除を実施するほか、新たに鳥獣害対策の実践的活動を担う「厚岸町鳥獣被害対策実施隊」を設置し、一層の被害防止を図ってまいります。

太陽光などの再生可能エネルギーについては、環境負荷の少ないエネルギーとして重要性が増していることから、住宅太陽光発電システム設置奨励事業を継続してまいります。

また、一層の環境への負荷の軽減を図るため、町有施設の省エネルギーを推進するとともに、一般家庭などにおける省エネルギー意識・行動の啓発に努めてまいります。

水道事業については、将来にわたり安全な水を安定的に供給するため、引き続き計画的な施設整備を進めるとともに、良質な原水を確保するため、水源かん養林の取得や北海道の条例に基づく^{みず}水資源保全地域指定に向けた取組を継続いたします。また、太田・片無去地区において利用可能な新たな地下水源の調査を実施いたします。

本年度は、平成24年度に改定した水道料金の算定期間の最終年度に当たります。減少する収益と増加する費用で事業経営はますます厳しくなる中、一層の経営改善に取り組み、前回改定時に残された課題を勘案しながら、料金見直しの検討を進め、水道事業の健全な経営に努めてまいります。

下水道事業については、人口減少が続く中、施設の建設から維持管理に移行することを見据えて下水道事業計画の見直しを行い、効率的な事業運営を行ってまいります。

また、現在、衛生センターで処理しているくみ取りし尿等を、下水道終末処理場に受け入れ、一元処理する施設を完成させるほか、公共下水道による整備を予定していない地区での個人による合併処理浄化槽設置に対する支援を継続し、生活排水処理施設の整備を推進してまいります。

高速道路の整備促進については、今月12日に道東自動車道白糠イ

ンターチェンジから阿寒インターチェンジまでの区間と釧路外環状道路釧路西インターチェンジから釧路東インターチェンジまでの区間が開通いたします。

こうした中、昨年11月に開催された「道東自動車道シンポジウム in 厚岸」に、700人を超える参加者があり、釧路より東へ進む高速道路の整備に対する町民の皆さんや関係者の強い期待を実感したところであります。

国への要望活動の主体である北海道横断自動車道釧路・根室間建設促進期成会では、沿線住民アンケート調査を踏まえ、釧路・根室間119キロメートルのうち、優先的に整備を要望する区間として、津波浸水予想区域がある厚岸町尾幌から糸魚沢間の27.5キロメートルを選定いたしました。

町としては、こうした地域の声を国へ届け、経済の活性化や防災対策などの効果が期待される高速道路整備を実現するため、関係市町村や団体との連携のもと、要望活動を強化してまいります。

町道の整備については、苫多道路の法面改修と湾月町通りの歩道整備を完了させるほか、太田門静間道路と床潭末広間道路の整備、厚岸駅構内人道跨線橋の改修、松葉町通りのほか路面の損傷が著しい箇所オーバーレイを継続するとともに、新たに宮園町東4の通りを整備いたします。

また、太田地区の冬期間の交通障害対策として、防雪柵整備に向けた実施設計を行ってまいります。

鉄道やバスの公共交通については、JR北海道の花咲線が3月26日以降、上下線合わせて5便が減便となりますが、高齢者や障がい者などの移動手段としての公共交通の役割は大きいことから、関係機関

と連携して安全で安心な公共交通の維持・確保に努めるほか、スクールバスの町民利用を引き続き全路線で実施してまいります。

住環境については、住宅の省エネ・バリアフリー改修やリフォーム、新築に対する支援を継続してまいります。

町営住宅の整備では、奔渡団地のうち昭和59年度に建設した住宅の外壁改修を実施いたします。また、引き続き、まちなか団地の整備に向けて検討してまいります。

都市計画については、用途地域と都市施設のあり方を見直し、生活と産業が調和した特色ある都市づくりを目指すほか、公園については適切な管理維持に努めてまいります。

交通安全については、町民が悲惨な事故の被害者や加害者にならないように、交通ルールの遵守を求めるとともに、通学道路などの現地調査を行い、危険な箇所への交通安全施設の整備について関係機関に要望してまいります。

消費生活では、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に便乗した特殊詐欺被害が発生するなど、詐欺の手口は多様化しております。町民の皆さんが被害に遭わないよう、引き続き関係機関や団体と連携し、情報提供や啓発活動に努めてまいります。

次に、消防・防災についてであります。

防災対策上、重要な懸案事項でありました、厚岸消防署・釧路東部消防組合本部庁舎の津波浸水予想区域外への移転改築については、建設財源である釧路東部消防組合が発行する緊急防災・減災対策事業債の次年度以降の償還財源を一般会計が負担することで財源確保を図り、本年度の完成を目指した整備を支援してまいります。

また、厚岸消防署が行う救急・救命活動を強化するための高規格救

急自動車の更新、消火救急活動の安全性を高めるための救助用資機材の更新、消防団員の災害活動時の安全を確保するための安全装備品の整備費を負担し支援してまいります。

防災について、地震・津波災害の対策では、自治会や学校、PTAの要望に応じ、梅香地区の桜通り頂上横高台避難場所への避難階段を整備するほか、塩害による劣化が著しい小島地区の防災行政無線屋外^こ拡声子局を更新するとともに、平成24年6月に北海道が示した津波浸水予測図で浸水区域となった、沿岸から離れた白浜、宮園地区の一部と光荣地区の災害その他緊急時における情報伝達体制を補完するため、新たに屋外^こ拡声子局を設置いたします。また、賞味期限切れとなる備蓄用の食料と飲料水を引き続き更新するほか、二次避難所となる太田地区に新たに備蓄物資を配備するとともに、自主防災組織が行う防災資機材の整備や活動に対する助成を継続してまいります。

町民の防災意識の普及では、厚岸町防災訓練として、避難訓練を継続実施することは勿論、災害時の避難所運営を想定した訓練をより実効性のある内容で引き続き実施するとともに、防災講演会を開催するなど、発災後5年が経過した東日本大震災の教訓を風化させない取組を進めてまいります。また、自治会との連携による避難所運営演習、教育委員会との連携による防災標語の募集を継続実施するほか、子どもたちの防災意識の向上を図るための防災教育を推進してまいります。

また、防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に影響を及ぼしている町内の空き家の概況についての調査を踏まえ、空き家対策を推進してまいります。

治山対策については、決壊箇所^この復旧や危険箇所^この予防対策として

梅香、筑紫恋、尾幌などにおいて、北海道が事業主体となり 6 件の治山工事を行う予定であります。また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所についても、引き続き北海道に要望してまいります。

治水対策については、奔渡川の護岸改修を継続するほか、矢臼別演習場内の河川における土砂流出対策と未整備流域の調査・設計が継続されるよう国に要望してまいります。

廃棄物対策については、町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化と資源化の徹底を推進してまいります。

情報ネットワークについては、厚岸情報ネットワークの一層の利用増進を図るため、引き続きインターネット用光ケーブルを増設してまいります。

(2) にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり

まちづくりの柱の二点目は、「にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり」であります。

本町の経済への影響が懸念される T P P については、2 月 4 日に加盟 1 2 カ国による調印が行われ、昨年 1 0 月の大筋合意の内容が確定しました。本町の基幹産業にとってはマイナス面が危惧されるところですが、国は「総合的な T P P 関連政策大綱」を決定し、関連した事業の新設や、予算を確保するなど T P P の影響に関する国民の不安を払拭する方策を明らかにしたところであります。

町としては、政府の動向を注視しながら、国が責任をもって T P P の影響を最小限にとどめる手立てに必要な予算を確保し、対策を着実

に遂行するよう強く求めるなど、今後も関係する団体と連携して、状況に応じた適切な対応をまいります。

次に、水産業についてであります。

本年1月からロシア200海里水域における流し網漁が禁止されたことにより、長年続いた「北洋さけ・ます漁業」が事実上の終えんを迎え、北洋漁業で栄えてきた本町にとって大きな衝撃を受けたところであります。

この問題に対しては、昨年末からTPP対策とともに国や北海道の支援策が打ち出されております。町としても地域全体への影響を考慮し、基幹産業である水産業の維持・発展に向け、厚岸漁業協同組合が整備するカキ人工種苗生産施設や貯氷・冷蔵施設等への支援を行うとともに、本年から出漁を断念せざるを得ない漁船の代替漁業対策として厚岸漁業協同組合が行う共同利用漁船の導入を支援いたします。

沿岸漁業の振興については、多くの漁業者が漁を行うコンブ資源の増殖のために厚岸漁業協同組合が行う昆布漁場改良事業や漁場造成環境調査事業などへの支援を継続するとともに、新たに取り組むホタテ籠養殖試験事業を支援してまいります。

厚岸漁港の整備では、国の直轄特定漁港漁場整備事業計画に基づく、衛生管理型漁港施設の整備が着実に進められておりますが、これらの整備は、流通、加工などを含め、安全で安心な水産物の供給拠点として重要であることから、引き続き早期完成に向けて国に強く働きかけるとともに、厚岸漁業協同組合による市場移転に向けた荷捌所整備について、関係機関と協議を進めてまいります。

床潭漁港については、西側泊地^{はくち}と東側泊地^{はくち}の静穏域確保のため、現在、北海道が静穏度解析を行い、整備方法を検討しておりますが、外

防波堤の整備等により、早期に静穏域が確保されるよう要望してまいります。

また、海岸保全事業についても、早期整備を国や北海道に強く要望してまいります。

カキ種苗センターについては、良質な種苗を生産者に安定供給するため、優れた性質を持った親貝の管理に努めるほか、餌料藻類培養システムをLED化し、生産コストの削減を図り効率的な種苗生産に努めてまいります。また、飼育に適した海水を確保するため、新たな海水取水経路の検討を進めてまいります。

カキ育成技術については、厚岸漁業協同組合と連携して、市場ニーズに応えられるように、粒の揃った高品質なカキの量産を目指して新しい養殖資材の有用性を検討するなど、その方法を研究してまいります。

さらに、カキ養殖業の基盤をより強固なものにするため、これまでのシングルシード種苗の供給に加え、厚岸漁業協同組合が行うカキ人工種苗生産施設にカキ種苗センターから幼生や餌料藻類を供給し、将来にわたって地場でカキ種苗を生産できるように支援してまいります。

また、アザラシによる漁業被害対策については、被害状況の把握を継続し、国や北海道などの関係機関との連携により、有害駆除も視野に入れた将来の防除対策のあり方について協議してまいります。

次に、農業についてであります。

近年における本町の農業は、国際的な農業交渉や生産費用の増加、担い手の減少による離農や高齢化など、将来への不安が増しております。

一方、平成26年度から新規就農支援を拡充したことで新たな就農者が着業しており、既存農家はもとより新規就農者や経営継承者への支援を拡充していくことが、本町の農業が持続的に発展していくために必要であります。

このため、飼料生産基盤の整備による草地型酪農に立脚した経営基盤の強化に努めるほか、新規就農支援などにより、魅力ある就農環境の整備を図るとともに、担い手の育成支援について関係機関と一体となって取り組んでまいります。

農業生産基盤については、良質な粗飼料確保のため尾幌第2地区において、道営事業による草地整備事業が継続実施されるほか、本年度から新たに釧路太田東部地区の草地整備事業が実施されることになっております。

また、釧路太田農業協同組合で運営する農作業受委託事業、いわゆるコントラクター事業に用いる作業機械の更新を支援し、良質な粗飼料を生産する草地型酪農経営を推進してまいります。さらに、浜中町農業協同組合の事業主体により本年度から2カ年でトライベツ地区に整備される搾乳牧場の整備を支援してまいります。

中山間地域等直接支払事業については、事業主体組織である釧路太田集落及び中山間浜中・別寒辺牛集落との連携を密にしながら、地域に根ざした効率的な事業展開を支援してまいります。

また、多面的機能支払事業についても、事業主体組織である釧路太田広域保全活動組織との連携を密にしながら、地域の共同取組を支援してまいります。

さらに、釧路太田畜産クラスター協議会で計画している乳製品加工施設の整備など、6次産業化や高付加価値化の取組を支援してまいり

ます。

家畜防疫については、家畜伝染病の発生予防のため、引き続き予防注射や伝染病検査を支援するとともに、農場周辺での消毒の徹底や関係者以外の立入制限など、飼養衛生管理の指導と啓発に努めてまいります。

また、バイオマスプラントによる家畜ふん尿の有効利用に向けた検討を進めるなど、環境との調和に配慮した農畜産物の生産を目標とする環境保全型農業を推進してまいります。

町営牧場については、引き続き預託牛の適正な育成管理のもと牧場運営経費の節減と、なお一層の飼養管理技術の向上に努めてまいります。本年度は、良質な粗飼料の確保を図るため、道営事業によりセタニウシ団地の草地整備を引き続き進めるほか、粗飼料の保管施設を建設するとともに、衛生管理の向上を図るため隔離牛舎の整備に向けた実施設計を行ってまいります。

町有林については、造林事業の安定的な事業量の確保により、林業労働者の雇用の安定を図るとともに、森林の多面的機能の発揮を図りつつ、持続可能な循環型林業を確立するため、計画的な森林施業を進めてまいります。

私有林については、引き続き、民有林振興対策事業及び森林整備地域活動支援交付金事業を継続してまいります。

林業担い手対策としては、就労の長期化・安定化の促進と林業労働力の確保を図ることを目的として実施している森林整備担い手対策推進事業を引き続き実施してまいります。

町民の森植樹祭については、町民参加の森づくり事業として、本年度も支援してまいります。

また、国や北海道など関係機関と連携を図り、木質バイオマス資源の活用に関する検討を行うとともに、引き続き、森林資源利活用事業を実施し、町有林内の林地残材を堆肥センターの水分調整材などに活用してまいります。

しいたけ生産については、しいたけ価格の低迷や資材の高止まりなどにより厳しい経営環境が続いていることから、可能な支援策を検討してまいります。さらに、生産者の組織化を図るために必要な支援を行うとともに、新規着業者の募集を継続しながら、生産者と連携し受入支援に努めてまいります。

次に、商工業、観光、雇用についてであります。

道東地域の景気は、着実に持ち直していると言われるものの、本町においては十分に実感できていないのが現状であります。

このような中、第一次産業や製造業、観光業などで取り込んだ財貨を可能な限り町内で循環させる「域内循環」を促進しながら、地域経済の中核を担う中小企業の振興を図るため「厚岸町中小企業振興計画」の着実な推進に厚岸町商工会と連携しながら取り組んでまいります。

また、厚岸町商工会や金融機関と連携して事業者の設備運転資金の需要に応じた制度の見直しを検討し、町の融資制度をはじめとする各種公的資金の周知と有効な活用促進に取り組んでまいります。

さらに、本年10月に蒸留を開始する厚岸ウイスキー蒸溜所の運営に関し、町としてできる支援を行い、まちの活性化に資するよう取り組んでまいります。

観光については、道東自動車道の延伸や、台湾や中国と釧路を結ぶ航空チャーター便の増便など、釧路地域における観光客の増加が期待できる環境が整ってきております。これを機に、一層の観光客誘致を

図るため、釧路町・厚岸町・浜中町広域観光推進協議会などとの連携強化による広域観光情報の発信と観光関連のガイドの育成・活用、大学との連携による魅力ある観光地づくりに取り組んでまいります。

観光情報の発信に当たっては、厚岸町公式キャラクターの「うみえもん」を活用して道内外の観光・物産イベントなどで積極的な発信に努めるほか、町や厚岸観光協会のホームページによる新鮮で魅力的な情報発信に努めてまいります。

厚岸道立自然公園の国定公園化については、厚岸湖における公園内の地種区分の変更に向けた取組を厚岸漁業協同組合などの関係機関・団体と調整しながら進め、早期実現に努めてまいります。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエについては、マスメディアでの情報発信や首都圏・関西方面での誘客活動などが功を奏し、入館者・売上ともに年々伸びており、今後も食や味覚を核とした厚岸観光の中核拠点施設としての役割を担うため、経営の健全化に向けた取組や機能の充実を支援してまいります。

さらに、都市地域の人材を活用して地域活性化に結びつく活動を展開する地域おこし協力隊員2名を本年度から採用し、コンキリエでの新たな体験メニューの構築や施設運営の魅力向上などの活動により、さらなる魅力ある観光拠点づくりに努めてまいります。

また、道の駅としての防災拠点施設機能が十分発揮できるよう、駐車場の拡張整備などについて引き続き国などの関係機関に支援を要請してまいります。

雇用を取り巻く環境については、釧路地域の有効求人倍率が昨年を上回る高水準となっているものの、厚岸町においては新卒者の多くが就業の場を求め町外に流出しており、地元における雇用の安定と確保

が求められていることから、厚岸町雇用対策連絡会議などを通じ、町内の各企業、団体への働きかけを継続してまいります。本年度は新たに、町内事業所の求人情報を取りまとめて町のホームページなどで広く発信するほか、ハローワークと連携して求職者に求人情報を提供するなどの取組を進めてまいります。

(3) やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの柱の三点目は、「やさしさあふれ健やかに安心して暮らせるまちづくり」であります。

先にも申し上げましたが、本年度から本格的に取り組む「厚岸町未来創生総合戦略」においては、子育て支援を重点の一つとし、将来の人口減少を少しでも抑制するため、安心して子育てできるまちづくりを目指してまいります。

そこで、まず子育て支援については、子育て支援策の基本的な方向性と主要施策を示す「厚岸町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進しながら、町単独事業である子育てお助けブックの配付、出産祝金の支給、妊婦健康診査通院費の助成を継続してまいります。さらに、高額な費用が伴う特定不妊治療に対して、その費用の助成を新たに実施するほか、平成27年度に国の交付金を活用して実施した第2子以降の保育料の2割助成について、町の単独事業として継続してまいります。

保育所については、耐震診断の結果や施設の老朽化と児童数の推移を踏まえた施設整備の検討を進めてまいります。

また、子ども子育て支援法に基づく特定教育・保育施設に移行する町内の幼稚園に対し、運営に必要な給付を行ってまいります。

福祉医療制度については、子育てを行う家庭の経済的支援として、小学生までの医療費を無料化いたします。

町民の健康づくりについては、「第2期みんなすこやか厚岸21」に基づき事業を推進し、町民一人ひとりが生涯にわたり主体的な健康づくりに取り組んでいただけるよう、ライフステージに合わせた各種事業について周知・啓発に努め、健康増進に向けた意識の高揚を図ってまいります。

保健予防サービスについては、生活習慣病の予防と疾病の早期発見のため、各種健康診査やがん検診の勧奨を積極的に行い受診率の向上を図ってまいります。

感染症対策については、各種感染症に対する危機管理意識向上のための周知と予防接種の勧奨を行うとともに、新たに追加される日本脳炎予防接種の円滑な推進に努めるほか、平成27年度に策定した「厚岸町新型インフルエンザ行動計画」に基づき、発生に備えた準備を進めてまいります。

次に病院事業についてであります。

町立厚岸病院の役割は、町民の命と健康を支える中核的な医療機関として、慢性疾患を中心に心のかよった「かかりつけ医」による医療の提供を行うことでもあります。

また、公立病院として民間の医療機関が行わない地域における高度な医療や不採算とされる小児医療と24時間の救急医療などの確保に努めてまいります。

地域医療の存続には、診療体制の維持が最も重要であることから、

通年で医師確保を最重要課題として取り組み、内科3人、外科1人、小児科1人の3科、常勤医師5人体制の維持に努めてまいります。さらに医科大学をはじめ、関係医療機関との連携を密にし、継続した医療提供体制の構築に努めてまいります。

整形外科と脳神経外科の専門外来は、釧路市内の総合病院との連携を継続してまいります。

また、町立厚岸病院の将来を担う人材を確保するため、医師、薬剤師、看護師などを目指す者に対しての支援策を検討してまいります。

入院病棟については、一般55床を全科で効率的な利用を図り、急性期患者から慢性期患者までの様々な病態の患者の受け入れに対応してまいります。

また、専門的治療が必要とされる患者は、釧路市内の総合病院など2次医療機関への適切な紹介を速やかに行ってまいります。

広域救急医療については、近隣市町村や関係機関との連携を図りながら、小児救急やドクターヘリ運航などの体制維持に努めてまいります。また、厚岸郡における救急医療について、浜中町との連携を進めてまいります。

町民の多くは、住み慣れた地域や家庭で暮らし続けることを望んでおります。そのためには、平成28年度を始期とする「第3期厚岸町地域福祉計画」に基づき、誰もがいきいきと希望を持って暮らすことのできる環境づくりが大切であり、地域福祉に関わる全ての人や団体とのネットワークの構築を促進し、共に支え合い、助け合う地域づくりを目指してまいります。権利擁護事業の推進に当たっては、厚岸町社会福祉協議会と協働し成年後見機関の設置を目指してまいります。

高齢者福祉については、「第6期厚岸町高齢者保健福祉計画・介護

保険事業計画」に基づき事業を推進し、キャラバンメイトや認知症サポーターなどの高齢者を支援する人材の養成に努めるとともに、SOSネットワークの活用などにより、高齢者が安心して生活できるよう努めてまいります。

また、車いす利用者が、町外に通院する際に負担となる交通費を支援してまいります。

特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターにおいて指定管理者が行う介護サービス事業については、継続して福祉サービス第三者評価事業を支援するとともに、評価の結果を公表し、施設運営の透明性の確保とサービスの向上につなげてまいります。

介護老人保健施設「ここみ」については、今後も平成24年度の開設以来の健全経営を継続するとともに「ここみ」を上手に利用しながら自宅で健康に生活できるよう、高齢者を支援する役割に即した運営に取り組んでまいります。

障害福祉については、「第4期厚岸町障がい者基本計画」「第4期厚岸町障がい福祉計画」に基づき事業を推進してまいります。また、平成28年4月に施行される障害者差別禁止法の町民への理解の浸透を図るため、啓発活動に取り組んでまいります。

国民健康保険については、高齢化や一人当たりの医療費の増大に伴い、引き続き厳しい運営が予想されるため、特定健康診査の受診率向上などによる医療費の抑制や、国民健康保険税などの給付財源の確保により、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいります。また、今後予定されている都道府県との共同運営について、北海道や関係機関と連携を密にして、適切に準備を進めてまいります。

介護保険制度については、平成29年度までに要支援者の介護給付

サービスである予防通所介護と予防訪問介護が市町村事業に移行されることから円滑に実施できるよう準備を進めてまいります。

生活保障と自立支援については、生活実態を把握するための相談に適切に対応するとともに、関係機関と連携し、各種制度を活用した支援に努めてまいります。

また、昨年度に引き続き実施される臨時福祉給付金と、新たに実施される年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給については、関係各課との連携により万全な体制をとってまいります。

(4) 個性と感性がきらめくまちづくり

まちづくりの柱の四点目は、「個性と感性がきらめくまちづくり」であります。

教育委員会と連携して教育環境を整備し、提供していくことは、行政の責務であります。

そこで、私に関係する教育行政について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、町長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設置し、昨年8月には本町の教育行政を推進するための指針となる「厚岸町教育大綱」を策定したところであります。

今後も、総合教育会議での協議と対話を進め、これまで以上に教育委員会との連携強化を図りながら、厚岸町の教育水準の向上と教育振興の充実に努めてまいります。

学校教育施設については、児童生徒に快適な教育環境を提供するた

め、各校舎の適切な管理を継続するとともに、本年度は、太田中学校の玄関前の舗装整備を実施いたします。また、住の江地区の教員住宅1棟を改修し、教職員の住環境の整備を進めてまいります。

教育環境の整備については、現在、本町でも情報通信技術を活用した教育が展開されておりますが、本年度は、携帯型情報端末を太田小学校と太田中学校に導入し、その教育効果について検証を進めてまいります。

就学支援については、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者援助のほか、厚岸翔洋高等学校へ通学する生徒に対する通学費一部助成を引き続き実施してまいります。

体育施設については、町民の皆さんに快適な環境で利用していただくため、宮園公園野球場グラウンド及びその排水設備を改修いたします。

(5) みんなでつくる協働のまちづくり

まちづくりの柱の五点目は、「みんなでつくる協働のまちづくり」であります。

町内の各種団体が行うまちづくり活動を支援する「まちおこし補助金制度」については、町民の皆さんとの協働のまちづくりを推進するためにも、積極的に活用されるよう制度の周知と各種団体への活用の働きかけを行ってまいります。

また、連帯感にあふれた安全で安心な地域社会づくりを目指す活動を行う自治会への支援を実施するとともに、地域活動の拠点となる集

会施設の計画的な改修や修繕を行い、施設の維持・管理に努めてまいります。

交流活動については、本年7月で山形県村山市との友好都市提携から25年を迎えるほか、友好都市交流のきっかけとなった偉大なる北方探検家の最上徳内翁の生誕260年という節目の年でもあります。

村山市では、徳内翁の足跡を辿る記念事業の開催を計画し、これに私を招待いただけるとのことであります。この記念事業への参加に際しては、友好都市提携25周年を記念して町民の皆さんと一緒に訪問し、徳内翁の遺徳をしのぶとともに、より一層、友好の絆を深めてまいりたいと考えております。

次に、行政運営についてであります。

先にも述べましたが、本年度から本格的に推進する「厚岸町未来創生総合戦略」については、町と町民、関係機関・団体等が連携した体制のもとで施策の評価・点検を行いながら、必要に応じて見直しを行うなど、効果的かつ着実に取り組んでまいります。

今後の行政運営における大きな課題の一つに町有施設の老朽化問題があります。厚岸町の将来を見据えながら、町有施設の長寿命化を含めた今後の方針を示す総合的な管理計画を策定いたします。

また、電力の自由化に伴う町有施設の管理経費の削減を検討してまいります。

昨年度から検討してきたふるさと納税については、各方面から多くの要望が寄せられていたことに鑑み、寄附者への返礼品制度を6月を目処に開始いたします。寄附してくださる全国の皆さんに、厚岸町の特産品をPRし、厚岸町の魅力を配信することにより、地場産品の需要拡大、さらには産業振興に寄与できるよう、また、厚岸町に対する

寄附者の思いをまちづくりに生かすことで、厚岸町に寄附して良かったと思っただけの制度を構築してまいります。

本年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が開始されたマイナンバー制度については、平成29年1月から情報ネットワークシステムを介した国の機関との情報連携が開始されます。町としては、国の方針に基づいた更なるセキュリティ対策を講じてまいります。

本年4月から、地方公務員法に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には町民サービスの向上の土台をつくることを目的に、職員の人事評価制度を施行いたします。

人事評価の給与への反映は翌年度になりますが、公平性・客観性・透明性の高い制度運用に努めながら、職員の主体的な職務遂行や自己啓発の促進、職員の人材育成と組織の活性化を図ってまいります。

次に、財政運営についてであります。

地方財政計画は、前年度と比較して、地方交付税については0.3パーセントの減、臨時財政対策債については、16.3パーセントの減となる一方、リーマンショック以前の水準にまで回復したとの見方により、地方税や地方譲与税等が大きく伸びており、地方が安定的な財政運営を行える一般財源総額を確保したとする内容であります。

こうした状況を踏まえ、新年度一般会計予算案の歳入について、町税では、好調な収入が見込まれるとして前年度よりも約1,000万円増の約10億1,000万円を計上しております。

普通交付税については、算定基礎となる人口について平成28年度からは、昨年実施された平成27年国勢調査の人口を用いることとなり人口減による減額が見込まれますが、前年度よりも約3,500万円増の約33億8,800万円の計上であります。これは前年度の交付決定額が約37億7,700万円であることを踏まえてのことであり、年度内における補正財源を確保し町民サービスと予算執行に支障がでないように努めてまいります。

また、臨時財政対策債は、国が示す減額率による試算を踏まえ、前年度よりも約2,500万円減の約2億2,300万円を計上しております。

歳出では、義務的経費である人件費は前年度とほぼ同額の約16億7,000万円、扶助費は約1,000万円増の約5億1,600万円、公債費は、長期債の償還元金の増により約1,900万円増の約10億5,100万円を計上しております。投資的経費は、基幹産業である農業と水産業の振興事業を中心に約1億4,600万円増の約17億500万円を計上しております。

また、特別会計と企業会計への一般会計からの繰出金は約8億円を計上し、年度途中での収支不足分は、執行状況を勘案して必要に応じて年度末までに補正対応する考えであります。

このような歳入と歳出の見通しの中、一般会計の収支不足額は、総合戦略として地方創生に資する事業を実施することもあり、前年度よりも約1億4,100万円増の約6億1,200万円となり、同額を基金から取り崩し、収支の均衡を図っております。

今後、安定した財政運営を行うためには、基金残高の確保が必要となります。そのため、取り崩した基金を年度内に可能な限り積み戻す

ための財源を確保し、対応してまいります。

平成28年度の一般会計予算案は、約83億7,200万円で、前年度に比較して3.9パーセント、約3億1,700万円の増であります。また、一般会計と6つの特別会計の当初予算案の合計では、約124億7,800万円で、前年度に比較して4.3パーセント、約5億1,800万円の増であります。

さらに、平成27年度補正予算案として本定例会の会期中に追加提出を予定しております国の補正予算に関連する事業について、新年度への繰越執行を予定しております。

国は現時点において、地方が必要とする一般財源総額の確保は平成30年度までとしており、それ以降は不透明な状況であります。そのため、今後の地方財政対策に注視しつつ、財政健全化の取組を今後においても緩めることなく継続し、第5期厚岸町総合計画に掲げた財政健全化指標の目標達成に努めるほか、厚岸町未来創生総合戦略に基づく人口減少対策に資する事業を確実に実施できるよう、安定的で持続可能な財政運営を推進してまいります。

3 むすび

以上、平成28年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について申し述べました。

厚岸町を取り巻く環境が大きく変化する今、この変化の潮目を的確に捉えながら、難局を乗り越えるための大きな一歩を踏み出す時に来ています。

55年前、第35代アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディは、就任演説で「国があなたのために何をしてくれるかではなく、あなたが国のために何ができるかを考えようではありませんか」と、国民に訴えかけました。

歴史的な転換を迎えた今の私たちにとっても示唆となる一節であります。

私は願う。「厚岸を愛する私たち一人ひとりが、未来の責任を共有し、自分のできることを考え、新しい発展の姿を目指して行動を起こすときです。」

私は、その先導役として、気概と決意をもって目の前の厳しい現実を乗り越え、確実に未来への歩みを進めるため、これまで述べてきた施策を着実に展開してまいります。

町民の皆さん、そして町議会議員の皆さんの一層のご理解、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、平成28年度の町政執行に当たっての、私の所信とさせていただきます。